

参考資料

～郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について～

< 目次 >

- P1～ 諮問事項① 一般信書便事業の参入要件の明確化 関係資料
- P7～ (参考①) 郵便法・信書便法の規制対象の在り方 関係資料
- P9～ (参考②) 送り主に対する罰則規定の在り方 関係資料
- P12～ 諮問事項② 特定信書便事業の業務範囲の在り方 関係資料
- P17～ 諮問事項③ その他の郵便・信書便市場の活性化方策 関係資料

- 日本では、郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、全分野で競争の効果が発揮されるよう、一般信書便事業者が取り扱う信書の重量・金額に制限を設けず全面的な参入を可能とする一方、クリームスキミングを防止する観点から、軽量・小型の信書便物を全国で引受・配達することを義務付ける参入条件を課している。

確保方策	概要	採用国
①参入条件 (全国提供義務等)	新規参入事業者によるクリームスキミングを防止する参入条件を設け、郵便のユニバーサルサービスの財政基盤を確保	日本
②独占範囲 (「重量基準」等)	「重量」や「金額」による郵便事業体の独占範囲を設けることで、郵便のユニバーサルサービスの財政基盤を確保	米国
③基金 (関係事業者拠出)	郵便のユニバーサルサービスに係る所要の経費について、関係事業者が拠出して、ユニバーサルサービス事業体に交付	ドイツ(実績なし) フランス(実績なし) イタリア
④政府支援 (補助金、優遇税制)	郵便のユニバーサルサービスに係る所要の経費について、国庫から財政支援を行ったり、国が優遇税制を設けることで支援	イタリア(補助金) EU諸国(付加価値税免除)
⑤競争入札	条件不利地域について政府等が競争入札を実施(一番少ない金額の補助金でサービス提供する事業者が落札)	ドイツ(実績なし)

一般信書便事業 ……全国全面参入型

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能なる事業

このため、全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の条件を満たすことが必要とされている。

(1) 利用しやすい全国均一料金(最低基本料金の上限80円)

- ・差出地や送達距離によって差を設けない料金であること
- ・25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(80円)以下とすること

(2) 全国における毎日一通からの引受・配達

- ・集配区域が全国に及ぶものであることを事業許可の基準とし、申請された事業計画により集配の体制が確保されていることを審査
- ・週6日以上での配達

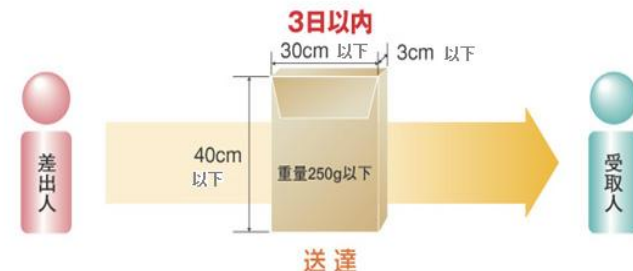
(3) 随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差出方法の確保

- ・人口規模等によって市町村を分類し、分類ごとに人口当たり差出箱(ポスト)設置本数を最低基準として設定
- 【例】政令指定都市:人口千人当たり0.5本、人口10万人以上の市:人口千人当たり0.6本、過疎地:人口千人当たり1.9本
- ・差出箱は、公道に面した場所等常時利用が可能な場所、あるいは公衆が出入りできる施設内に設置すること
 - ・差出箱の構造が堅牢であること、窃取されにくいこと等の基準を満たすこと

(参考)

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス



一般信書便事業の参入要件：法令の規定

○ 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に定められている。

(1) 利用しやすい全国均一料金(最低基本料金の上限80円)

信書便法第十六条 (略)

2 前項の料金(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。)
- 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

【施行規則】

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

(2) 全国における毎日一通からの引受・配達

信書便法第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

(3) 随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差出方法の確保

信書便法第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

【施行規則】

第八条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

- 一 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- 二 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取るできないようなものであること。
- 四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間(信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。)並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあつては、その人口)に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数)以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。
 - イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・〇〇〇五
 - ロ 人口が十万人以上である市(イに該当するものを除く。) ○・〇〇〇六
 - ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・〇〇〇八
 - ニ 人口が二万五千人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・〇〇一二
 - ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九

二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。

三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であつて往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

一般信書便と郵便の制度比較

○ 一般信書便事業と郵便は、ほぼ同等の義務を課されている(一部の要件は郵便より緩和されている)。

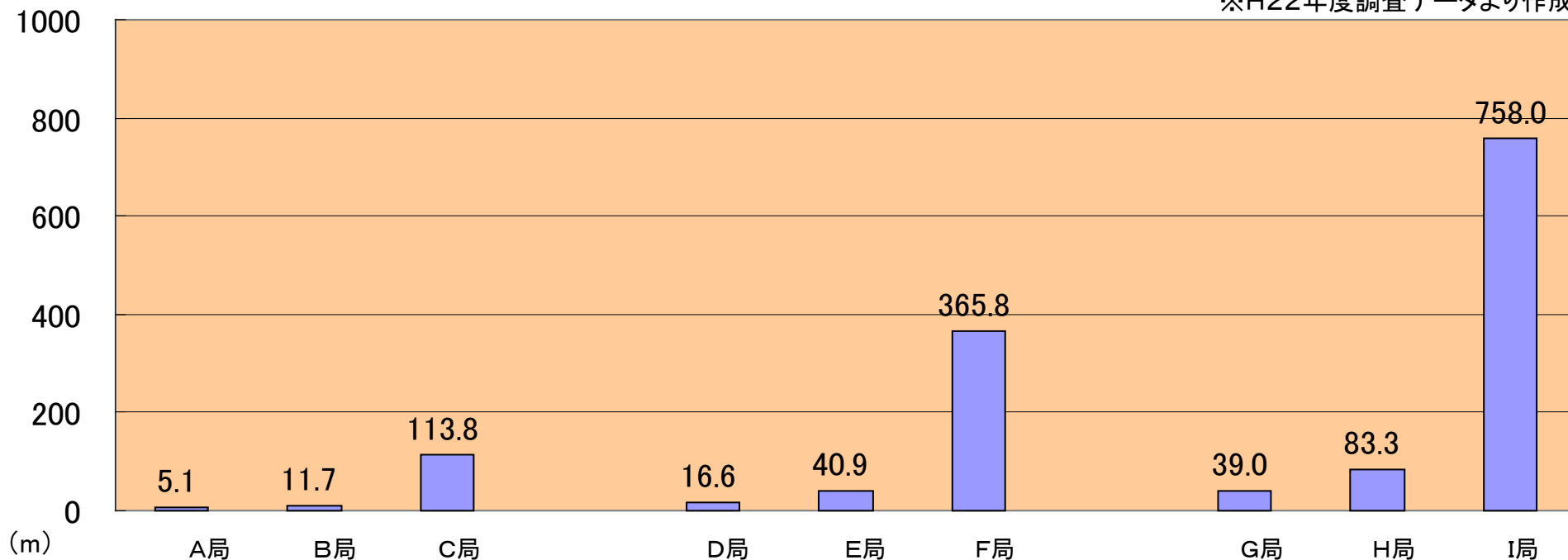
	一般信書便	郵便
提供主体	日本郵便株式会社以外	日本郵便株式会社
参入・退出規制	参入・退出※はともに許可制〔信書便法6条、15条〕 ※ 事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。	郵便の役務の提供義務（郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている。）〔郵便法2条〕
必須の役務	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物〔信書便法2条4項1号〕	<ul style="list-style-type: none"> 郵便物（長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下）〔郵便法15条〕 特殊取扱（書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達）〔郵便法44条〕 国際郵便〔万国郵便条約〕
引受の方法（差出箱の設置等）	信書便差出箱の設置義務〔信書便法9条2号イ〕 ※具体的な基準は総務省令で規定（市町村の人口に応じ、全国に満遍なく設置）〔信書便法施行規則9条〕	郵便差出箱の設置義務郵便法38条、70条3項2号〕 ※具体的な基準は総務省令で規定（約18万本）〔郵便法施行規則30条2項〕
送達速度	差し出された日から原則3日以内〔信書便法2条4項2号、同法施行規則3条〕	差し出された日から原則3日以内〔郵便法70条3項4号〕
配達日	原則1週間につき6日以上〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条〕	原則1週間につき6日以上〔郵便法70条3項3号〕
提供区域	全国〔信書便法1条、9条2号〕	全国〔郵便法1条〕
料金	<ul style="list-style-type: none"> 全国均一料金（長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物） 25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定（80円） ※ 定形郵便物と同様のもの〔信書便法16条2項、同法施行規則22条、23条〕 	<ul style="list-style-type: none"> 全国均一料金 25g以下の第一種郵便物（定形郵便物）の料金の上限は総務省令で規定（80円）〔郵便法67条2項、同条4項〕
政策的に低廉な料金	任意	第三種、第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物の料金より低いこと〔郵便法67条4項2号〕
営業所	任意	郵便局の全国あまねく設置義務〔日本郵便株式会社法6条〕

地域別の郵便の配達効率

○ 郵便の配達効率については、地域によって大きな差があり、大都市における配達効率は1通あたりの作業距離が数メートルであるのに対して、地方においては1通あたりの作業距離は数百メートル以上となっている。

《地域別の郵便の配達効率》

※H22年度調査データより作成



	大都市の例 (東京都)		
郵便局名	A局 (旧支店)	B局 (旧支店)	C局 (旧集配センター)
1通あたりの作業距離(m)	5.1	11.7	113.8

	平均的都道府県の例 (静岡県)		
郵便局名	D局 (旧支店)	E局 (旧支店)	F局 (旧集配センター)
1通あたりの作業距離(m)	16.6	40.9	365.8

	面積の広い都道府県の例 (岩手県)		
郵便局名	G局 (旧支店)	H局 (旧支店)	I局 (旧集配センター)
1通あたりの作業距離(m)	39.0	83.3	758.0

米国における配達回数削減と郵便局・郵便区分施設合理化の計画

○ USPSの方針

郵便事業者USPSは、2012年2月に配達回数を週6日から週5日に削減する計画を発表した。
また、同年5月には、郵便局の営業時間短縮と郵便区分施設の統廃合の計画も発表している。

○ 現状

USPSの一連の計画は、いずれも実現していない。
議会は、USPSに週6日配達を義務づける予算法を毎年可決している。
規制機関PRCも、現行のサービス水準を維持すべきとの助言的意見を示している。

(USPSの合理化計画の内容)

- ・配達回数を週6日から週5日に削減
- ・約32,000局のうち約17,700局について、営業時間を1日6時間ないし2時間に短縮
- ・委託による「村落郵便局」への移行のオプションも提示
- ・区分拠点約230カ所を統廃合

カナダにおける戸別配達の全廃の計画

郵便事業者カナダ・ポストは、2013年12月11日にアクションプランを発表。5項目の措置の一つとして、戸別配達の全廃と「コミュニティー・メールボックス」への配達への移行を掲げている。

移行対象地域は2014年下半期に発表し、以後5年間で全面移行する。

カナダの全世帯のうち約3分の2は、既に「コミュニティー・メールボックス」その他の集合受箱による配達に移行している。アクションプランでは、残り約3分の1の世帯(主に都市部)も集合受箱配達に移行させるとしている。

(参考)アクションプランの5項目

- ① コミュニティー・メールボックス
- ② 新たな料金アプローチ(切手料金の値上げ)
- ③ 郵便フランチャイズを利用した利便の拡大
- ④ 業務効率化(自動区分機や燃費のよい郵便車両の導入等)
- ⑤ 人件費削減

日本

信書

特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書
(郵便法第4条第2項)

特定信書便事業

許可制

一般信書便事業

料金

1,000円

3辺90cm
又は4kg

大きさ・重量

アメリカ

書状[letter]

特定の者又は住所に宛てられた通信であり、有体物内又は有体物上に記録されたもの
a message directed to a specific person or address and recorded in or on a tangible object
(連邦規則集第39編E節310.1)

参入規制なし

USPSの
独占

料金

基本料金の6倍
(2.76ドル)

12.5オンス
(約354g)

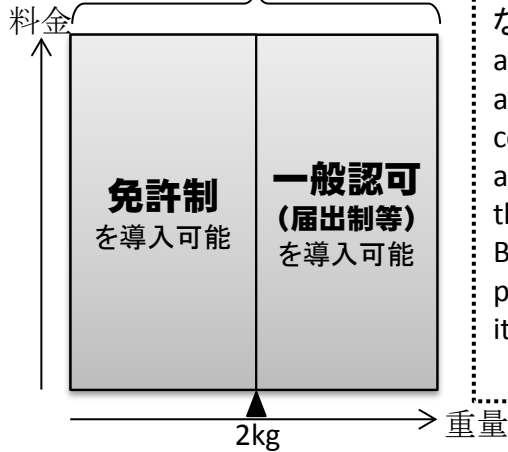
重量

※各家庭の郵便受箱の使用もUSPSの独占(違反した場合は罰金)

EU指令

信書

[item of correspondence]



差出人により物自体又は包装上に記載された住所宛てに運送されるべき、あらゆる物理的媒体上に記載された形態による通信。書籍、カタログ、新聞及び定期刊行物は信書とみなされない。

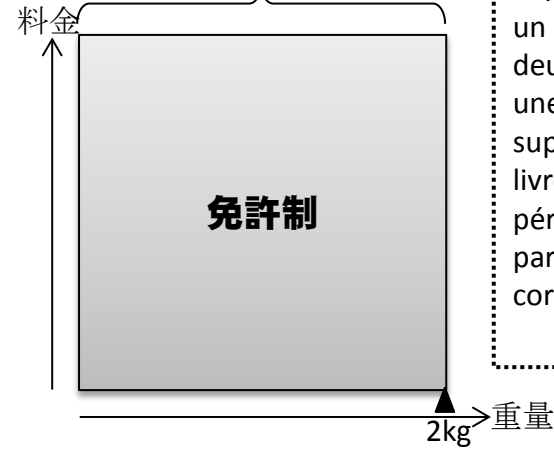
a communication in written form on any kind of physical medium to be conveyed and delivered at the address indicated by the sender on the item itself or on its wrapping. Books, catalogues, newspapers and periodicals shall not be regarded as items of correspondence

(EU指令第2条第7項)

フランス

信書

[envoi de correspondance]



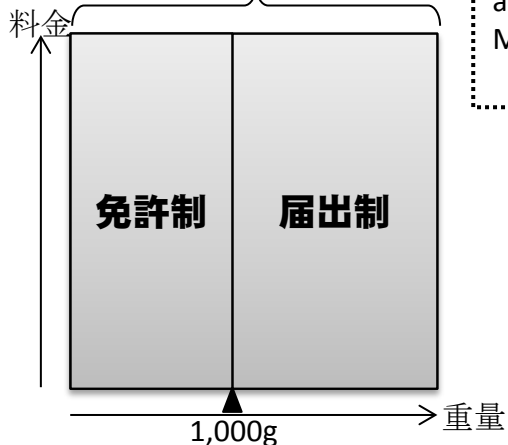
2kgを超えない郵便物であって、物質的な媒体に書かれた通信を伴うもの。ただし、書籍、カタログ、新聞又は定期刊行物を除く。ダイレクトメールは信書に該当する。

un envoi postal ne dépassant pas deux kilogrammes et comportant une communication écrite sur un support matériel, à l'exclusion des livres, catalogues, journaux ou périodiques. Le publipostage fait partie des envois de correspondance.

(郵便電気通信法典第L.1条)

ドイツ

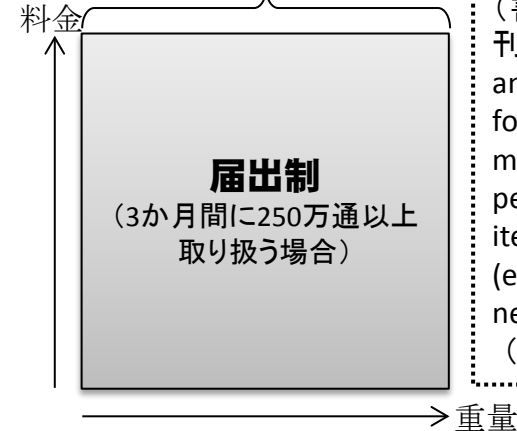
書状[briefsendungen]



宛名付きの通信文書
adressierte schriftliche
Mitteilungen
(郵便法第4条)

イギリス

書状[letter]



本体又は包装上に示された者又は住所宛てに伝達されるあらゆる物理的媒体上の書面による通信 (書籍、カタログ、新聞又は定期刊行物を除く)

any communication in written form on any kind of physical medium to be conveyed to the person or address indicated on the item itself or on its wrapping (excluding any book, catalogue, newspaper or periodical)

(2011年郵便サービス法第65条)

日本

<郵便法第76条>

- 許可を受けずに信書の送達を業とした者
⇒3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 上記の者に信書の送達を委託した者
⇒3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

ドイツ

<郵便法第49条>

- 免許を受けずに1000g以下の書状の送達を行った者
⇒50万ユーロ以下の罰金
- 届出義務に違反した者(1000g超の書状の送達の場合)
⇒1万ユーロ以下の罰金

アメリカ

<合衆国法典第18編「刑法」第1696条>

- 書状の送達を業とした者
⇒500ドル以下の罰金若しくは6月以下の懲役、又はこれを併科
- 上記の者によって書状を送付した者
⇒罰金

フランス

<郵便電気通信法典第L.17条>

- 免許を受けずに信書の送達を行った者
⇒5万ユーロの罰金

イギリス

<2011年郵便サービス法Schedule7>

- 届出義務に違反した者(3か月間に250万通以上取り扱う場合)
⇒規制当局の警告・命令に従わない場合は罰金

① 製造の承認を受けずに製造された軽油（いわゆる不正軽油）を購入等した者への罰則

○地方税法（昭和25年法律第226号）

（製造等の承認を受ける義務等）

第百四十四条の三十二 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造等を行う場所（第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2～9（略）

（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）

第百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2（略）

3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4～7（略）

② 無許可の産廃処理業者に産業廃棄物の処理を委託した者への罰則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（市町村の処理等）

第六条の二（略）

2～5（略）

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7（略）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五（略）

六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

七～十六（略）

2（略）

○郵便法(昭和22年法律第165号)

第四条(事業の独占) (略)

- ② 会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。
- ③ 運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。
- ④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項ただし書に掲げるものを除く。)の送達を委託してはならない。

第七十六条(事業の独占を乱す罪) 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- ② 前項の場合において、金銭物品を収得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)

(郵便法の適用除外)

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者(外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。)が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

特定信書便事業の概要

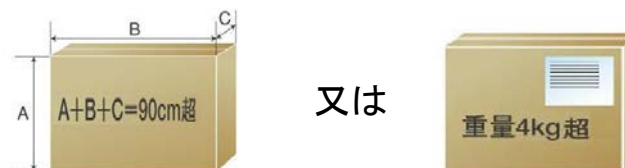
特定信書便事業 ……特定サービス型

付加価値の高い特殊な需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

① 大きい又は重いサービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



② 速いサービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、
3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③ 高いサービス(3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において
総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)
を超えるもの

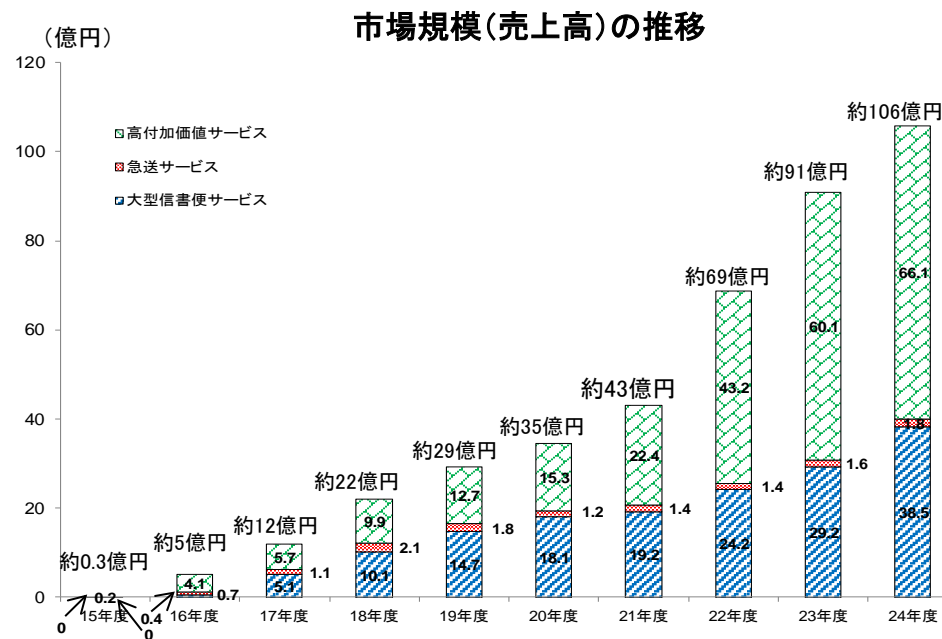
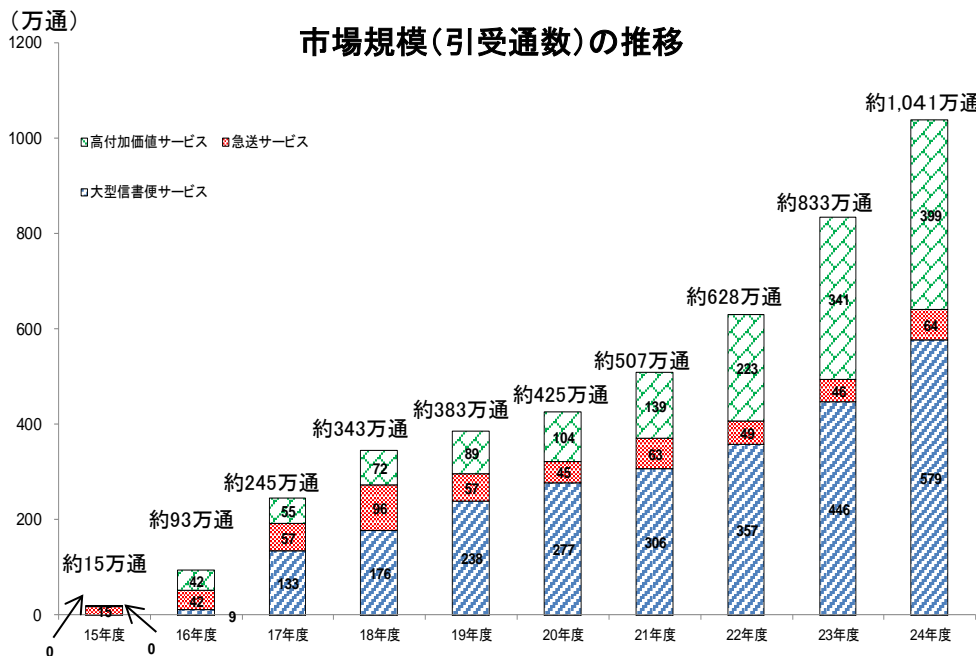
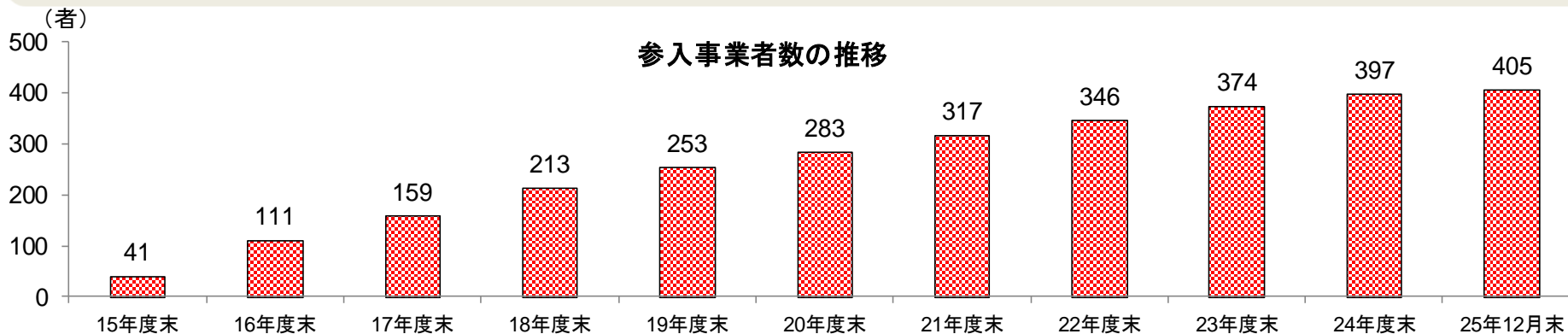


信書便法第二条

- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

信書便事業参入事業者数と市場の動向

- 一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は順調に増加を続けており、平成25年12月末時点で405者が参入。
- 平成24年度の信書便の市場規模は、引受通数で約1,041万通(対前年度比約1.3倍)、売上高で約106億円(対前年度比約1.2倍)。



○ レタックスは、日本郵便(株)が郵便法に基づいて行う郵便業務の特殊取扱(付加サービス)の1つで、Web、電話、窓口で受け付けた慶弔のメッセージ等を、指定された台紙等に入れて、受取人に配達する電報に類似したサービス。

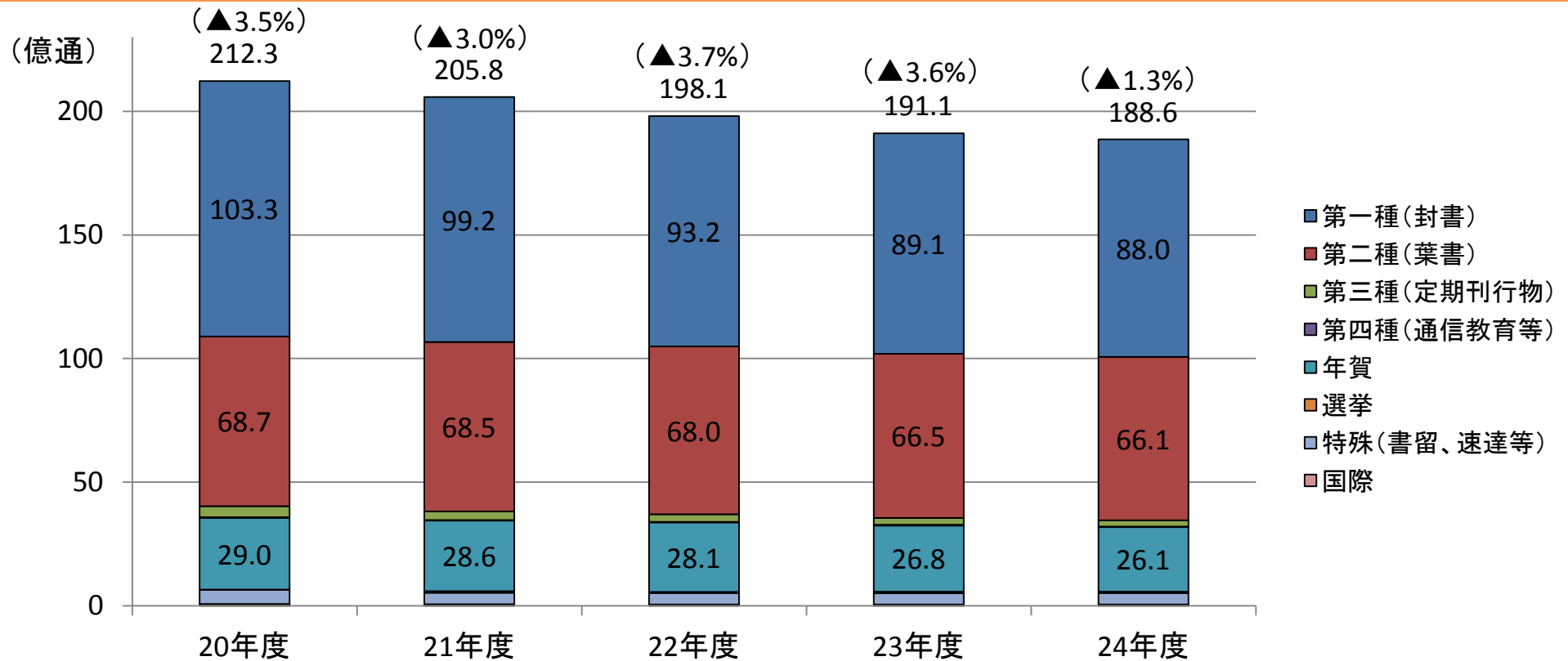
レタックスの料金

台紙の種類	Webレタックス ※白黒1枚の通信文用紙の場合	電話レタックス ※通信文が15文字以内の場合	窓口レタックス ※白黒1枚の通信文用紙の場合
木製(うるし風)	4,920円	5,000円	5,000円
布製(織物)	2,920円	3,000円	3,000円
刺しゅう	1,920円	2,000円	2,000円
押し花	1,420円	1,500円	1,500円
ぼたん・ゆり	820円	900円	900円
その他(普通台紙・A4サイズ用配達封筒)	500円	580円	580円

レタックスの引受物数

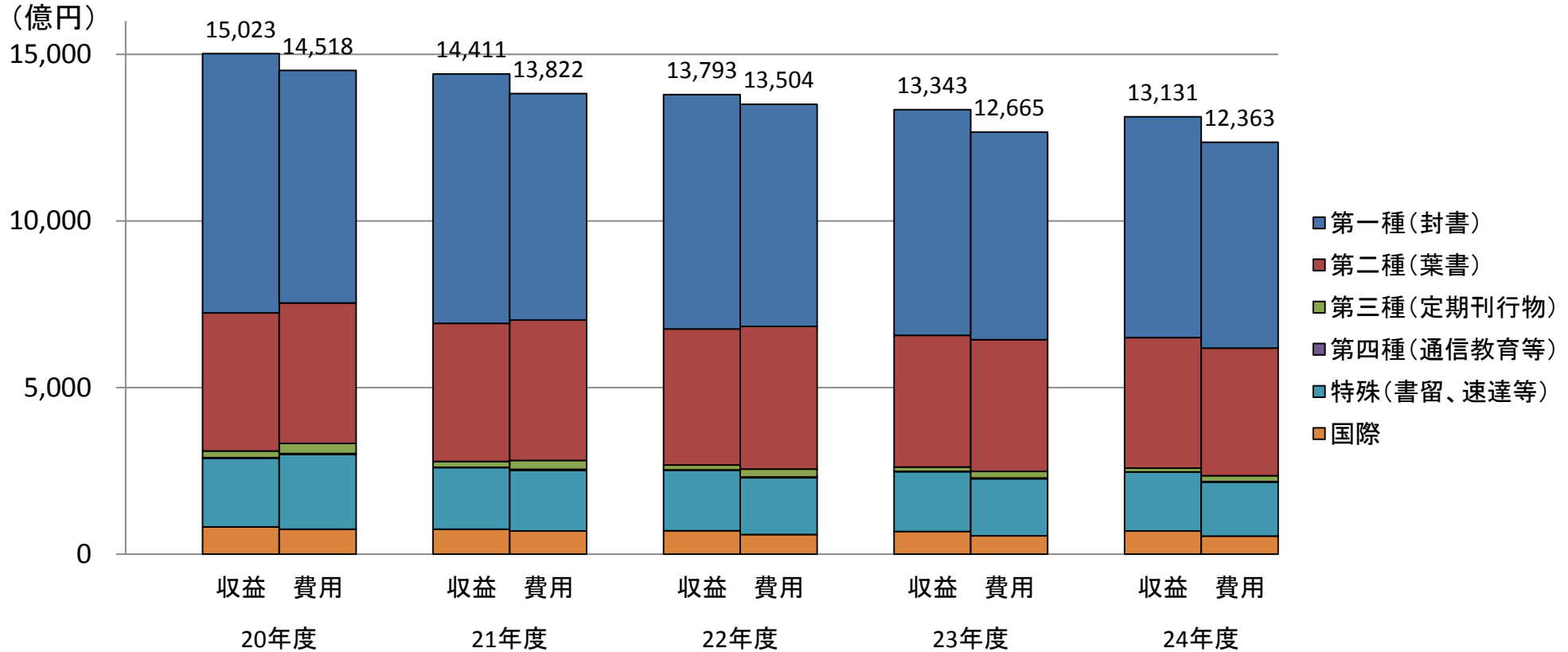
平成22年度	平成23年度	平成24年度
336.7万通	316.7万通	304.7万通

種類別の郵便物数の推移



単位:百万通	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第一種(封書)	10,332	9,915	9,319	8,913	8,798
第二種(葉書)	6,868	6,852	6,796	6,648	6,609
第三種(定期刊行物)	450	347	298	275	253
第四種(通信教育等)	26	25	24	24	22
年賀	2,901	2,856	2,812	2,677	2,613
選挙	11	59	50	62	58
特殊(書留、速達等)	571	467	458	460	463
国際	69	61	54	49	48
計	21,228	20,583	19,812	19,108	18,862

種類別の郵便事業の収支の推移



	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
第一種(封書)	7,780	6,976	804	7,484	6,796	688	7,035	6,668	366	6,774	6,226	548	6,633	6,175	458
第二種(葉書)	4,145	4,213	▲67	4,142	4,214	▲73	4,084	4,283	▲199	3,948	3,956	▲8	3,910	3,827	83
第三種(定期刊行物)	199	304	▲105	173	262	▲89	145	234	▲89	131	198	▲67	117	178	▲61
第四種(通信教育等)	10	28	▲18	9	31	▲21	9	23	▲14	8	20	▲11	8	19	▲11
特殊(書留、速達等)	2,069	2,246	▲177	1,847	1,818	29	1,816	1,707	108	1,795	1,710	85	1,762	1,616	145
国際	819	752	68	756	702	54	706	589	116	686	556	130	700	547	153
計	15,023	14,518	504	14,411	13,822	589	13,793	13,504	288	13,343	12,665	678	13,131	12,363	767